

# ジャージー種乳牛導入農家の経営基礎調査

## 蒜山地区集約酪農に関する調査（第一報）

中福田家畜保健衛生所 三秋 尚

はじめに

### 第一節 乳牛導入農家の経営規模

- a. 耕地面積
- b. 農家の経営規模別構成
- c. 経営規模別酪農普及率

### 第二節 乳牛導入農家の耕地所有階層の構成

### 第三節 乳牛導入農家の家族と労働力

### 第四節 土地利用手段の装備

- a. 農機具
- b. 飼養家畜

### 第五節 乳牛導入に伴う施設

- a. 牛舎
- b. サイロ
- c. 堆肥舎

### 第六節 乳牛導入農家における飼養家畜の移動

### 第七節 乳牛導入農家の生産組織

- a. 地目の構成
- b. 耕種部門の組立
- c. 普通作物の作付構成
- d. 飼料作物の構成

### 第八節 農家の乳牛導入の動機

おわりに

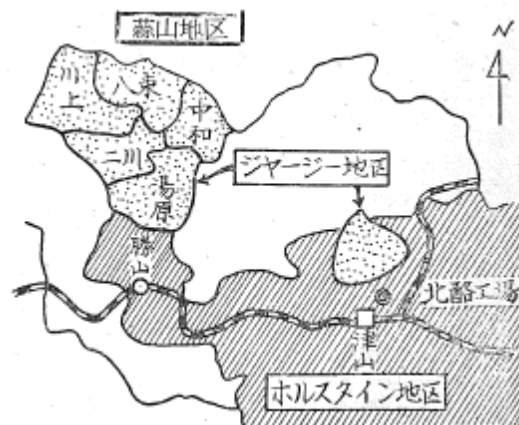
はじめに

本県真庭郡北部五カ町村即ち蒜山（ヒルセン）地区と呼称される、川上村、八束村、二川村、中和村、湯原町は酪農振興法に基き、昭和29年度において津山市と共に、ジャージー種乳牛による集約酪農地区に指定された。同年度において主としてニュージーランドから206頭のジャージー種乳牛が導入され、30年度においても引続き200頭の導入が予定されている。

当蒜山地区におけるジャージー種乳牛の集団的導入による酪農地域の建設についての論はともかくとして、個別農家の既存農業経営は所謂、積雪寒冷単作

地帯の制約を受けて、その生産性は低く拡大再生産のための経営組織の改造が、この乳牛導入を挺子として地区農民の間に大きく希求されている実状である。然して、酪農経営は既存の経営組織の脱皮の上にこそ育てあげられなければならないことは、万人周知の理である。

（第1図）美作地域集約酪農計画図



然しながら、現存する農業経営は、それ自身をとりまく環境のもとにおいて、一応合理的なものであるとさえ言い得るわけである。従って、酪農の芽ばえに、恵まれた培地を与えんがためには個々の農業経営にまつわる因子の分析を第一段階としてとりあげなければならない。

かかる見地からして、積雪寒冷単作農業経営の酪農化のための総括的コースを把握せんがため、昭和29年度におけるジャージー種乳牛導入農家206戸を対称として昭和30年3月31日現在における農業経営の基礎条件に関する資料を收拾し、ここにその概要を発表する次第である。

しかしながら、筆者のこの分野に関する知識が乏しく、充たざる能力は、よくその本質は捉え得ずして筆を擱く結果となったことを痛感する次第であるが、先輩諸兄の御批判、御教示を賜り、蒜山地区酪農の発展にふさわしい基礎資料たらんことを願うものである。

岡山畜産便り1956.03

第一節 乳牛導入農家の経営規模

a. 耕地面積

この地区は本県の最北部に位し、鳥取との県境は山陽山陰の背骨をなせる中国山脈が蜿蜒障屏の形状をなし、その支脈が至る処に起伏連互して一帯に高地を形成している。従って、山間農村の貧困零細な経営規模が想像されるけれども、川上、八束両村にまたがる蒜山盆地は約1,300町歩の耕地を包容し一大穀倉地となり、農家の一戸当経営耕地面積は第一表に示す如く何れの町村にあっても、郡及び県の平均を上廻っている。

即ち農家一戸当耕地面積の県平均は五反九畝、真庭郡平均は六反九畝であるが、地区全農家平均のそれは八反三畝で最大は川上村の九反七畝、最小は湯原町の六反二畝である。

処で乳牛導入農家にあつては、一戸当の経営耕地面積が拡大されて平均一町四反七畝、最大は川上村の一

町七反二畝、最少は湯原町の一町一反四畝である。

(第1表 1戸当耕地面積)

	導入農家			町村平均		
	水田	畑	計	水田	畑	計
川上村	10.2 <sup>反</sup>	7.0 <sup>反</sup>	17.2 <sup>反</sup>	6.5 <sup>反</sup>	3.2 <sup>反</sup>	9.7 <sup>反</sup>
八束村	10.8	5.0	15.8	5.8	2.8	8.6
二川村	7.8	4.0	11.8	6.2	2.8	9.0
中和村	9.9	2.7	12.6	7.4	1.9	9.3
湯原町	8.3	3.1	11.4	4.4	1.8	6.2
平均	9.7	5.0	14.7	5.8	2.8	8.3
郡平均				5.2	1.7	6.9
県平均				4.6	1.3	5.9

(第2表 導入農家の経営規模別構成)

	5 - 10反		10 - 15反		15 - 20反		20 - 30反		総戸数	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
川上村	4	6.0	19	28.3	27	40.3	17	25.4	67	
八束村	6	9.1	24	36.4	22	33.3	14	21.2	66	
二川村	9	30.0	16	53.3	5	16.7	-	-	30	
中和村	6	25.0	12	50.0	6	25.0	-	-	24	
湯原町	6	31.6	10	52.6	3	15.8	-	-	19	
平均	31	15.0	81	39.4	63	30.6	31	15.0	206	

b. 経営規模別構成

耕地面積の広狭別に農家戸数の構成を、導入農家についてみると、第二表の如く地区平均では、一町歩以上二町歩までの農家が70%を占め、一方一町未満の農家は僅かに15%を占めるにすぎない。

今各町村別にその構成をみると一戸当耕地面積の広い川上、八束両村は一町歩以下五反歩までの階層が6-9%の僅少であるに反して二町歩以上の階層が21-25%を占める結果となっている。

他面、この両村より一戸当耕地面積の少ない、二川、中和、湯原の三ヶ町村は、一町歩未満の農家が25-31%を占めているが、一町歩以上一町五反歩の階層が約50%を占めている。

更に導入農家の経営規模別構成比率を水田と畑地に二分してみると第三表の如くである。即ち、水田の場合は、五反歩以上一町五反歩までの階層が総導入農家の91.2%でこのうち五反歩以上一町歩未満の農家が約60%を占めている。畑地の場合は五反歩未満の階層が60.1%を占めている。

しかるに導入農家所在町村の総農家の経営規模別構成は第4表において明らかな如く、一町歩以上二町歩までの階層が40.5%、二町歩以上の階層を加えても44.3%で、その大半は一町歩未満の階層に属している。

従って、このことから導入農家が広い耕地を経営利用する階層に集中していることが明らかである。

(第3表) 導入農家の水田畑地別農家構成

	導入農家 戸数	水 田				畑 地			
		5反未満	5-10反	10-15反	15-20反	5反未満	5-10反	10-15反	15-20反
川 上 村	67	3.0	50.8	41.8	4.4	37.3	44.8	13.4	4.5
八 束 村	66	1.5	41.0	48.5	9.0	57.8	42.4	—	—
二 川 村	30	16.7	66.7	16.6	—	91.6	0.4	—	—
中 和 村	24	4.2	50.0	45.8	—	73.3	26.7	—	—
湯 原 町	19	—	89.4	10.6	—	84.2	15.8	—	—
平 均	206	4.4	53.4	37.8	4.4	60.1	33.9	4.3	1.7

(第4表) 導入農家所在町村の農家の経営規模別構成

	5反未満		5-10反		10-15反		15-20反		20-30反		総農家 戸数
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	
川 上 村	127	23.8	142	26.5	139	25.7	97	19.3	25	4.7	530
八 束 村	136	24.1	123	21.8	166	29.4	102	18.1	37	6.6	564
二 川 村	51	21.9	65	27.9	73	31.3	32	13.7	12	5.2	233
中 和 村	64	24.8	86	33.3	78	30.2	27	10.5	3	1.2	358
湯 原 町	221	30.9	266	37.1	174	24.3	45	6.3	10	1.4	716
平 均	599	26.1	682	29.6	630	27.3	303	13.2	87	3.8	2,301

c. 階層別酪農普及率

昭和29年度に当蒜山地区に導入された、ジャージー種乳牛は第5表のとおりである。

即ち前後5回にわたり牝牛208頭が導入され、各農家に1頭宛貸付され此の貸付飼育農家戸数は206戸で地区全農家2,301戸8.9%を占めている。

今各町村別に経営階層別酪農普及率を表示すると第6表のとおりである。

即ち普及率の最高は二川村の12.9%で次いで川上村の12.6%最低は湯原町の2.7%である。

勿論、此の普及率が示す数値が、それぞれの町村の酪農化の指標であると速断することは早計であり、特に当事業の初年度として且つその事業の性格からして危険であろう。

そもあれ普及率は経営規模の拡大と共に上昇し、一町五反以上の階層の普及率は20-35%である。

此の様に導入農家が一町歩以上の階層に85%方集中し、酪農普及率が経営規模の拡大につれて上昇しているのは何故であろうか。今その主たる要因を列記すれば次のとおりである。

1. 乳牛導入農家の選定基準（昭和28年7月20日、農林省畜産局）が、経営耕地面積が七・五反以上で二毛作田及び畑地の合計面積が三反以上と規定し、この基準線以上の農家が選定された。

2. 地区内農民に既有農業の酪農化の意欲が認められるが、所謂新規の大事業であり、危険と困難性を予想し農家経済に比較的弾力性ある階層即ち大規模農家がまずこのコースを踏切った。

3. 町村及び町村農業協同組合の当局者が、導入農家選定の際、所要総経費支弁能力の如何を重視し、且つ初年度乳牛導入者の成績が地区内農民に与える影響の至大なる点を考慮し、極力経営規模の大きい比較的資本蓄積の多い階層を優先選定した。

(第5表) ジャージー種乳牛導入頭数

導入順次	導入年月日	導入頭数	町 村 別 内 訳					産 地
			川上村	八束村	二川村	中和村	湯原町	
1	29.10.28	93	39	39	15	—	—	ニュージーランド
2	29.12.31	81	21	21	15	24	—	〃
3	30.2.1	14	—	—	—	—	14	〃
4	30.3.19	19	7	7	—	—	5	ニュージーランド 1 豪州 16 アメリカ 2
5	30.5.1	1	1	1	—	—	—	ニュージーランド
計		208	68	67	30	24	19	ニュージーランド 188 豪州 16 アメリカ 2

(第6表) 階層別酪農普及率

	5-10反	10-15反	15-20反	20-30反	集 計
	%	%	%	%	%
川上村	2.8	13.7	27.8	60.0	12.6
八束村	4.9	14.5	21.6	39.7	11.7
二川村	13.8	21.9	15.6	—	12.9
中和村	5.9	15.4	22.2	—	9.3
湯原町	2.3	5.8	6.6	—	2.7
平均	4.5	12.8	20.8	35.6	8.9

註 酪農普及率=各階層別導入農家戸数÷各階層別総農家戸数

## 第二節 乳牛導入農家の耕地所有階層の構成

第7表によって、導入農家所在町村全農民の耕地所有階層を概観すると、小作比率は郡平均よりも僅かに0.4%低く3.7%であるが、自作比率はいきおい17.5%も高い72.3%である。

即ち郡平均の自作比率は全農民生産層の半数に相当する約55%であるに反して当地区では72%が自作生産階層に集中している。

導入農家について概観すれば、自作生産階層に75.2%が集中し、小作生産階層はみられず、小作兼自作生産層は僅かに1.5%にすぎない。

自作及び自作兼小作の各生産階層に占める導入農家の比率は各町村間に可成りの巾があり自作層に例

をとれば最低は二川村の66.7%、最高は中和村の91.7%である。

ともあれ、この各生産階層に占める比率は、各町村全農民の生産階層の分化に比例して増減しているが、蓋し常識の範囲に属するものである。

上述の如く、導入農家の大半が自作生産階層に集中している事実は、導入農家選定基準或は、町村農業協同組合の農家資本面からの選定等外部支配をうけた結果とは言え、地主的土地所有の桎梏から離れ自主独立の経営意欲をもつ農民生産階層が、この山間高冷地の単作農業の合理化の担手となっていると想像してよからう。

(第7表) 導入農家の自小作別構成表

			自作		自作兼小作		小作兼自作		小作		合計	
			戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
川 上	全 村	導入農家	305	57.4	121	22.9	64	12.1	40	7.5	530	100
			51	76.1	14	20.9	2	3.0	—	—	67	100
八 束	全 村	導入農家	326	57.8	147	26.0	56	9.9	35	6.3	564	100
			45	68.2	21	31.8	—	—	—	—	66	100
二 川	全 村	導入農家	175	75.1	48	20.7	5	2.1	5	2.1	233	100
			20	66.7	9	30.0	1	3.3	—	—	30	100
中 和	全 村	導入農家	210	81.4	38	14.7	4	1.6	6	2.3	258	100
			22	91.7	2	8.3	—	—	—	—	24	100
湯 原	全 村	導入農家	649	90.6	67	9.4	—	—	—	—	716	100
			17	89.5	2	10.5	—	—	—	—	19	100
五カ町村	全 村	導入農家	1,665	72.3	421	18.3	129	5.7	86	3.7	2,301	100
			155	75.2	48	23.3	3	1.5	—	—	206	100
郡			5,198	54.8	3,158	33.3	739	7.8	396	4.1	9,491	100

第三節 乳牛導入農家の家族と労働力

導入農家の経営規模については、すでにのべたとおりであるが、これらの経営規模は、如何なる家族及び

労働力によって支えられているか、この概要を表示すれば第8表のとおりである。

(第8表) 導入農家の家族及び労働力形成(1戸当)

			家族構成員数			家族農業従事者数				経営耕地 面積	家族農業従 事者1人当 り経営耕地 面積
			男	女	計	男	女	計	能力換算		
町村別 導入農家 (A)	川 上	人	3.3	3.4	6.7	1.8	1.7	3.5	2.8	1.72	0.49
	八 束	人	3.3	3.7	7.0	1.6	1.8	3.4	2.8	1.58	0.46
	二 川	人	2.8	3.3	6.1	1.4	1.6	3.0	2.1	1.18	0.36
	中 和	人	3.5	3.2	6.7	1.7	1.6	3.3	2.8	1.26	0.38
	湯 原	人	3.3	3.6	6.9	1.8	1.6	3.4	2.8	1.14	0.34
	平 均	人	3.2	3.4	6.6	1.7	1.7	3.4	2.7	1.47	0.43
町村平 均(B)	川 上	人	2.6	2.8	5.4	1.5	1.6	3.1	—	0.97	0.31
	八 束	人	2.7	2.7	5.4	1.4	1.5	2.9	—	0.86	0.30
	二 川	人	2.7	2.7	5.5	1.5	1.5	3.0	—	0.90	0.30
	中 和	人	2.8	2.5	5.1	1.4	1.5	2.9	—	0.93	0.32
	湯 原	人	2.6	2.9	5.5	1.4	1.5	2.9	—	0.62	0.21
	平 均	人	2.7	2.7	5.4	1.4	1.5	2.9	—	0.83	0.28
A/B %			118.5	137.0	122.2	121.4	113.3	117.2	—	177.1	153.6

即ち、導入農家家族構成員については、平均一戸当6.6人であって、町村平均一戸当5.4人よりも22.2%多い構成である。

この結果は当然に家族内農業従事者数においても町村一戸当平均2.9人の17.2%増に相当する3.4人を容している。

家族構成員或は農業従事者が町村平均のそれに比して、多いという傾向は、導入農家の経営規模が町村平均よりも大きいという事の関連において理解されるけれども、集約酪農地域建設要領による導入農家の選定基準が家族内農業従事者数を一戸当3人以上と規定している結果が一つの因となっているとも考え

岡山畜産便り1956.03

られる。

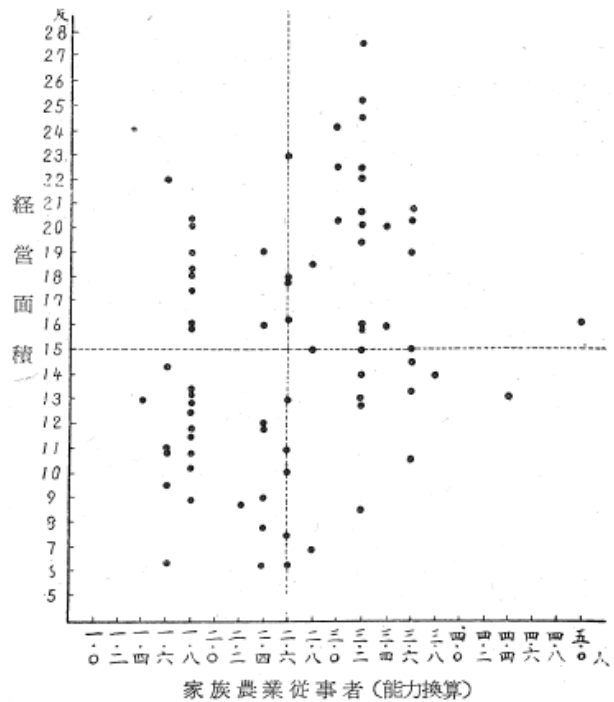
処で、農業従事者一人当経営耕地面積をみると、導入農家一戸当のそれは平均四反三畝で町村平均のそれは二反八畝である。

導入農家における一人当耕地面積が町村平均より53.6%も多いという事実は、家族労働力の燃焼化がより進んでいることを示すわけである。

次に、乳牛導入農家の昭和29年中における年間の雇用状況を第9表によって観察すると、雇用した農家は導入農家の35.9%にあたる73戸でその雇用日数は平均年間19.7日である。導入農家におけるこの雇用は、従来の耕種作業に伴うものであって、主として稲作における田植、収穫時の労力のピークの切崩である。

さてこの雇用農家の経営規模の家族内農業従事者数との関係は第10表と第2図で示される如くで一定の関係はみとめられない。

(第2図) 雇用農家の経営規模と農業従事者相関性



(第9表) 導入農家の雇用状況

	導入農家 戸数 (A)	雇用 戸数 (B)	1戸当 雇用人員	雇用農家 の比率 B/A
川上村	67	22	11.0	31.3
八束村	66	29	22.7	43.9
二川村	30	12	20.4	40.0
中和村	24	4	23.0	16.7
湯原町	19	6	19.5	31.6
平均	206	73	19.7	35.9

(第10表) 雇用農家の経営規模と農業従事者相関性

耕地面積 農業 従事者	5-10反	10-15反	15-20反	20-30反
1-2人	3	12	8	3
2-3人	7	5	5	5
3-4人	1	6	8	8
4-5人	-	1	1	-

第四節 乳牛導入農家の土地利用手段の整備

a. 農機具

当地区の水田は漏水田が多く、このため水田稲作の場合田植前、耕起、床締、代掻作業に犁、碎土機、代掻機が数多く使用され、その作業回数は7-8回に亘っている。

そのため第11表に判然とする如く畜力用犁、畜力代掻機の普及が目立っている。

然しながら、畜力用水田除草機、又畑作耕作用の主要農機具であるカルチベーター・ハローといったものの普及は微々たるものである。

この事は、水田稲作における労力の調整の未熟と又、畑作栽培技術の低位を物語るものであって、将来、特に畑地利用度の向上に伴いこれら農具の普及が期待されねばならない。更に耕作用農機具の一つである自動耕耘機の所有状況をみると、その普及は、川上、八束両村において僅かに平均1戸当0.15台である。この耕耘機が2カ村に集中している理由は、農家1戸当経営規模が他町村に比して大きいことにあると思われる。

特に川上村にあつては茅部野、八束村にあつては蒜山原に開墾畑地を有していることが、この普及を推進しているとも言うる。

次に飼養過程の農機具として、動力カッターをとり

## 岡山畜産便り1956.03

あげてみると、これは可成りの普及を示している。

即ち1戸当所有台数は最高の二川村で0.94台、最低の中和村で0.76台、平均0.87台である。

このカッターは3馬力程度の藁切用カッター（興和式）であるが、この普及の素地を尋ねると1戸当2-3頭の大家畜の冬期間の主要飼料である大量の稲藁の切断のためと、サイレージ材料切込用に昭和28-29年に亘って急速に普及したのである。

一面から言えば、サイロの普及と同一歩調をとったとも言える。

脱穀調整用農機具として、最も普及しているのは動力脱穀機と発動機である。この両者は、昭和27年までは皆無の状態の主として人力脱穀機によっていたわけである。そうして第8表にみられる人力脱穀機平均1戸当0.63台はその残存を示すものである。

この脱穀機と発動機が急速に普及した原因は、農機具商の農村進出（湯原ダム建設による水没農家の転業）と、これまで苦難に耐えながらも常に意識していた過酷な家族労働量の軽減が両者相まってかかる結果を

（第11表）導入農家1戸当主要農用機械の構成

	脱 穀 調 整 用							耕 作 飼 養 用							運 搬 用		
	発 動 機	電 動 機	人 脱 穀 力 機	動 脱 穀 力 機	籾 摺 機	精 米 機	製 粉 機	自 耕 運 動 機	畜 力 用 犁	畜 除 草 力 機	畜 碎 力 土 水 田 機	畜 代 力 水 田 機	カ ペ ー ル タ チ	動 カ ッ タ カ ー	リ ヤ カ ー	馬 車	荷 車
川 上 村	0.68	0.10	0.53	0.66	0.24	0.16	0.02	0.11	1.97	0.06	0.43	0.91	0.20	0.85	0.21	0.27	0.80
八 束 村	0.68	0.09	0.56	0.61	0.24	0.27	0.10	0.18	1.54	0.12	0.63	1.00	0.26	0.89	0.10	0.21	0.90
二 川 村	0.41	0.03	0.63	0.42	0.28	0.19	—	—	1.13	0.10	0.66	1.06	0.03	0.94	0.03	—	0.80
中 和 村	0.43	—	0.93	0.39	0.13	0.21	0.04	—	2.17	0.13	0.91	1.26	0.17	0.76	0.13	—	1.00
湯 原 町	0.90	—	0.53	0.90	0.48	0.45	—	—	1.29	—	0.23	0.82	—	0.97	—	—	0.53
平 均	0.61	0.07	0.63	0.58	0.26	0.22	0.04	0.09	1.72	0.09	0.57	0.99	0.17	0.87	0.12	0.15	0.83

### b. 飼養家畜

当地区における主たる家畜の飼養頭数は第12表に示すとおりで、特に和牛については本県北部一帯がそうである如くに、生産地として仔牛を県内外に移出しその飼養は盛んである。即ち町村平均1戸当1.1頭を飼養し最高は二川村の1.5頭である。

導入農家1戸当平均家畜飼養数は第13表で観察しうる如く、和牛については平均1.9頭を飼養し、最高は二川村の2.2頭、最低は中和村の1.7頭である。

何れの家畜についても、この導入農家の飼養状況は

もたらしたのである。

この普及状態を各町村別にみると、概して経営規模の大きい町村程所有台数が多い。

但し、経営規模の一番小さい湯原町において最高の1戸当0.9台を所有していることは、裏作麦作の作付による脱穀機の利用度の高い結果であると考えられる。

処でこの脱穀調整用農機具の所有形態は、自動耕耘機、動力カッターのそれが共有である如く最少2戸乃至最多20戸位の共同所有である。

運搬用具としては、荷車の普及が目立っており次いでリヤカー、馬車の順である。

荷車は夏季青草期間における刈草の運搬或は耕種収穫物の唯一の運搬手段であって過重な荷の運搬時には主として牛によって索引される。

以上、概観するに主要農機具の普及は寥々たるもので僅かに水田作を中心とした農機具の最少限度のものが具えられるのみでその結果は、手労働による農作業の範疇を出ざるものである。

町村平均より優位にある。

当地区農家の生産物は、米、和牛がその主たるもので、次いで普遍的ではないけれど煙草、林産物があるが経営規模の大きい上層農家は家畜の飼養においても、他を圧していることがうかがえる。

導入農家の家畜飼養を、なお詳細に亘てみると、即ち第14表によって、各家畜別に飼養農家の構成をみると、和牛飼養農家は全導入農家中92.6%を占め1戸当2.1頭を飼養し、馬、綿羊、山羊についての飼養農家構成は、夫々25%、21.8%、23.3%で、その飼養は

## 岡山畜産便り1956.03

一部農家に偏在し、その1戸当平均飼養頭数は何れの家畜とも約1頭である。

最後に導入農家の家畜飼養の構成を第15表によって観察すると、各導入農家の役畜はその家畜が和牛であれ、馬であれすべての農家に飼養されている。

処で和牛のみによる農家は全農家中68%、馬のみによる農家は僅かに9.2%で残りの22.8%の農家は和牛と馬の飼養農家である。

和牛を飼養しない農家が全導入農家中19戸という僅かな農家にみられるが、この事は、役畜としての和牛或は馬は亦用畜としての性格を有しているが、最近

馬の需要が減少し農家の主要収入源としての和牛が広範囲に飼養された結果である。

次に和牛、馬を役畜として取扱いこれを除外して用畜の飼養に眼を投じてみると、用畜を飼養せぬ農家は全導入農家中35戸で16.9%に相当する。町村別にみると、中和村の37.5%が最高で二川村の10%が最低である。

用畜の種別は、豚、緬羊、山羊、鶏、うさぎであるが、全用畜飼養農家中にわとりを飼養する農家は34.4%に相当する81戸でその飼養の普及は可成り低位にある。

(第12表) 導入農家所在町村の家畜飼養状況

	和 牛		馬		緬 羊		山 羊		豚	
	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数
川 上 村	518	0.96	143	0.27	49	0.09	32	0.06	9	0.01
八 束 村	642	1.14	100	0.18	121	0.21	112	0.20	—	—
二 川 村	350	1.50	30	0.13	105	0.45	65	0.28	—	—
中 和 村	326	1.26	15	0.06	21	0.08	18	0.07	—	—
湯 原 町	794	1.10	10	0.01	5	—	85	0.12	20	0.03
平 均	2,630	1.14	298	0.13	301	0.13	312	0.13	29	0.01

(第13表) 導入農家1戸当平均家畜飼養頭数

	和 牛		馬		緬 羊		山 羊		豚	
	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数	頭 数	1戸当頭数
川 上 村	132	1.9	34	0.5	13	0.1	5	0.07	—	—
八 束 村	121	1.8	30	0.4	26	0.3	24	0.30	—	—
二 川 村	67	2.2	5	0.1	13	0.4	14	0.20	—	—
中 和 村	41	1.7	7	0.2	3	0.1	3	0.10	—	—
湯 原 町	35	1.8	—	—	3	0.1	5	0.20	10	0.5
平 均	396	1.9	76	0.3	58	0.2	51	0.20	10	0.1
全 5カ町村平均	2,630	1.1	298	0.1	301	0.1	312	0.10	29	0.0

(第14表) 導入農家の飼養家畜別構成と飼養農家1戸当頭数

	和 牛			馬			緬 羊			山 羊			豚			導入農家
	戸数	比率	1戸当頭数	戸数	比率	1戸当頭数	戸数	比率	1戸当頭数	戸数	比率	1戸当頭数	戸数	比率	1戸当頭数	
川 上 村	58	86.5	2.2	28	41.7	1.0	12	17.9	1.0	5	7.4	1.0	—	—	—	67
八 束 村	60	90.9	2.0	27	40.9	1.0	21	31.8	1.2	20	30.3	1.2	—	—	—	66
二 川 村	27	90	2.3	4	13.3	1.0	11	36.6	1.2	12	40	1.1	—	—	—	30
中 和 村	23	95.8	1.8	7	29.1	1.0	3	12.5	1.0	3	12.5	1.0	—	—	—	24
湯 原 町	19	10	2.0	—	—	—	2	10.5	1.5	5	26.3	1.0	3	15.7	3.3	19
平 均	187	92.6	2.1	66	25.0	1.1	49	21.8	1.2	45	23.3	1.1	3	3.1	3.3	206



(第15表) 導入農家の家畜飼養の構成

	役 畜						用 畜							
	農 家 戸 数				比 率		農 家 戸 数				比 率			
	和牛の飼養(1)	馬の飼養(2)	和牛と馬の飼養(3)	計(4)	1/4	2/4	養畜を飼養せぬ農家(5)	役畜と用畜を飼養する農家(6)	役畜と二ワトリを飼養する農家(7)	乳牛導入農家(8)	5/8	6/8	7/6	
														3/4
川 上	39	9	19	67	58.2	13.4	28.4	13	54	37	67	19.4	80.6	55.2
八 束	39	6	21	66	59.1	9.1	31.8	8	58	25	66	12.2	87.8	37.8
二 川	26	3	1	30	86.7	10	3.3	3	27	9	30	10	90	30
中 和	17	1	6	24	70.9	4.1	25	9	15	6	24	37.5	62.5	25
湯 原	19	—	—	19	10	—	—	2	17	4	19	10.6	89.4	21.1
平均	140	19	47	206	68.0	9.2	22.8	35	171	81	206	16.9	83.1	34.4

第五節 乳牛導入に伴う施設

a. 牛舎

当蒜山地区は、古くから和牛の飼育生産地帯であつて、大方の農家が数頭の和牛を収容しうる牛舎を設備している。

しかしながら、この牛舎は所謂董内マヤ藪と称される如くに住宅と分離することなく、その一角に位置し家族員と同居の状態である。この牛舎の構造は、今から約25年前に主として和牛の牡を飼養していたため

に、間口7尺、奥行7-9尺の大きなもので各牛房の境は堅牢な5寸程度の角材を用いている。

舎内の採光については、殆ど意が払われず終日薄暗く、尿分離の設備はなく、他面家庭の台所と近接し、衛生的にも極めて不良な牛舎の配置である。

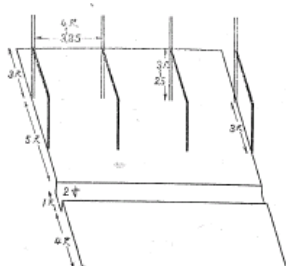
従つて、乳牛飼養のために従来の牛舎を使用することは、あらゆる面で不合理であるので、乳牛舎として適当なものに改造、或は住居と分離した牛舎の新築が行われ、此の結果は第16表に示すとおりである。

(第16表) 牛舎、サイロの設置状況

	牛 舎												在来の牛舎	合 計	サイロ新設数
	新 築			牛 舎 改 造			納 屋 改 造			増 築					
	ツナギ	ハナチ	小計	ツナギ	ハナチ	小計	ツナギ	ハナチ	小計	ツナギ	ハナチ	小計			
川 上	4	—	4	19	11	30	16	1	17	—	—	—	16	67	54
八 束	9	2	11	7	21	28	13	3	16	4	—	4	7	66	52
二 川	8	—	8	9	2	11	9	—	9	2	—	2	—	30	30
中 和	3	1	4	7	1	8	6	2	8	3	—	3	1	24	22
湯 原	1	1	2	3	5	8	4	—	4	2	2	4	1	19	18
合 計	25	4	29	45	40	85	48	6	54	11	2	13	25	206	176
(比率)	12.1	2.0	14.1	21.8	19.5	41.3	23.4	2.9	26.3	5.3	0.9	6.2	12.1	100	

董ツナギ式藪と称する牛舎は第3図の如き先進酪農地においてみられる牛舎で董ハナチ式藪とは、一室に乳牛を放つ牛舎である。

(第3図) 牛舎設計図



牛舎を新築した農家は導入農家中14.1%に当る29戸で最も多いのは在来の牛舎改造で41.3%の85戸、次いで納屋改造の26.3%の54戸である。

昭和30年3月末までに牛舎の新築或は改造を行っていない農家即ち、在来の牛舎を持つ農家が12.1%に相当する25戸存在するが、これは資金関係或はその他の事情によつた結果である。

**岡山畜産便り1956.03**

牛舎の構造は、さきに図示した設計に沿って夫々の農家の事情を考慮して行われているが、ツナギ式とハナチ式の点から牛舎を分類してみるとツナギ式が全体の62.6%である。

牛乳の取扱い、或は飼養頭数の増加等から乳牛舎はツナギ式が理想的と考えられるが、ハナチ式が37.4%をも占めるといふ理由は、在来の牛舎がハナチ式であり、一方在来牛舎の改造では容易にツナギ式にあらためることが出来ないからである。

なお、今一つの理由は和牛の飼養がハナチ式であったため、ツナギ式が牛自身に窮屈な感を与えるという感情からして、ツナギ式を多少阻止したともいえる。

**b. サイロ**

従来此の地区におけるサイロの設置はその利用は寥々たるもので、折角サイロを築造しても、これに詰込を行わず野壺と化しているが如きが実状であった。

この事は、サイロの設置を奨励しても、詰込材料としての飼料作物の栽培或は詰込要領等の指導が十分果されていなかった結果がその一因である。

乳牛の導入に際しては冬期飼料の確保のため直径4.5乃至5尺、深さ8尺乃至10尺のものを1頭1基の設置を指導し既設と新設を合せて、1頭1基の設置をみている。

**(第18表) 堆肥舎設置状況**

	完全設置		堆肥盤		計	
	設置戸数	設置農家の比率	設置戸数	設置農家の比率	設置戸数	設置農家の比率
川 上	11	16.4	1	1.5	12	17.9
八 束	7	10.6	2	3.0	9	13.6
二 川	1	3.3	2	6.6	3	9.9
中 和	—	—	—	—	—	—
湯 原	2	10.5	1	5.0	3	15.5
計	21	10.2	6	2.9	27	13.1

**第六節 乳牛導入農家における飼養家畜の移動**

生産した仔畜の売却、老畜の取り換え補充等、年間における農家経営の内外において家畜の移動がみられるは必然である。

今、乳牛導入農家における牛、馬の経営外への移動即ち売却をみると第19表のとおりである。

和牛仔牛は和牛飼養農家の63%に相当する114戸が

このサイロの詰込材料は、様々であるけれど、主要詰込材料別にその割合をみると第17表のとおりである。

最も多いのは青刈玉蜀黍と青刈大豆の混合材料で、これに次いで野草（畦畔草）、甘藷蔓である。

青刈稲は当地区内に湯原ダムの建設があり、このため水没地水田の稲を早刈青刈して使用したものである。

**(第17表) サイロ詰込材料別割合**

	青刈麦	レンゲ	甘藷	青刈大豆 青刈玉蜀黍	畦畔野	青刈
割	2.2	1.6	23.4	39.3	29.3	4.2

**c. 堆肥舎**

古来から堆肥は屋外に野積にされ、大半の有効成分を雨水等によって失っていた現状であるが、乳牛導入を契機として堆肥の取扱い方についての考え方が変わり、農林漁業資金の借入れによる堆肥舎の設置が、ようやくみられ始めた。

併し昭和29年度においては牛舎の施設整備、その他の理由で積極的な建築はみられず第18表の設置状況である。

1戸当1.3頭を売却している。

成牛の移動は少くその農家数は32%に相当する58戸である。

馬の場合は、仔馬は僅かに4.2%の飼養農家にみられるのみであるが、これは最近の仔馬の生産が年間10頭にみえない実状から当然である。

処で、乳牛を導入するために即ち、導入資金の調達、

岡山畜産便り1956.03

飼養労力の獲保、牛舎の必要等のために売却した成牛、馬の状況は第20表のとおりである。

和牛の場合売却された総和牛頭数中87.9%（売却家畜率）に相当する51頭、馬の場合全頭数が、この目的のために経営外に出されている。

又、成牛、馬を売却した農家即ち売却農家率は25.7%である。

さて、この成牛、馬を売却した農家の経営規模をみると第21表のとおりで1町歩乃至2町歩の範中の規模の農家が75%を示めている。この事は、導入農家の規模が1町歩乃至2町歩に集中していることからして、すべての農家に亘って普遍的に行われたことを意味する。

(第19表) 導入農家における飼養家畜売却状況（昭和29年1ヵ年間）

	完全設置		堆肥盤		計	
	設置戸数	設置農家の比率	設置戸数	設置農家の比率	設置戸数	設置農家の比率
川上	11	16.4	1	1.5	12	17.9
八束	7	10.6	2	3.0	9	13.6
二川	1	3.3	2	6.6	3	9.9
中和	—	—	—	—	—	—
湯原	2	10.5	1	5.0	3	15.5
計	21	10.2	6	2.9	27	13.1

(第20表) ジャージー種乳牛の導入のために売却した和牛、馬の状況

	成和牛		成馬		売却家畜率		売却農家率
	頭数	戸数	頭数	戸数	和牛	馬	
川上	17	17	—	—	89.4	—	25.3
八束	17	17	—	—	85.0	—	25.7
二川	7	7	1	1	87.5	100	23.3
中和	7	7	1	1	100	100	29.1
湯原	3	3	—	—	75	—	15.7
計	51	51	2	2	87.9	100	25.7

註 売却家畜率＝乳牛導入のための売却牛、馬÷全売却牛、馬(成)

売却農家率＝乳牛導入のための牛、馬の売却農家÷乳牛導入農家数

(第21表) 売却農家の経営規模

	経営規模				
	5-10反	10-15反	15-20反	20-30反	計
川上	—	3	11	3	17
八束	1	5	6	5	17
二川	2	5	1	—	8
中和	1	5	1	—	7
湯原	1	2	—	—	3
計	5	20	19	—	52
(比率)	9.6	38.5	36.5	15.4	100

岡山畜産便り1956.03

第七節 乳牛導入農家の生産組織

第6節までは、ジャージー種乳牛導入農家の生産組織体の基礎条件についてその概略をみて来たわけであるが、ではかかる農家の生産組織はどうであろうか。

ここでは、その内部の耕種部門において、就中飼料作の構成についてのべることにする。

a. 地目の構成

導入農家の耕地については、第1節においてふれたのであるが、これは細部に亘ってみると第22, 23, 24表のとおりである。即ち導入農家の耕地の地目構成をみると水田の占める位置は、郡或は県平均のそれよりも低く耕地の65.7%である。

これは畑地の経営が相当のウエイトを耕種生産の

(第22表) 地目の構成 (単位町)

	水 田				畑			耕地合計
	乾 田	半湿田	湿 田	計	普通畑	園 地	計	
川 上 村	47.5	15.3	5.8	68.6	46.4	0.6	47.0	115.6
面 百 分	—	—	—	59.3	—	—	40.7	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—
八 束 村	57.6	8.8	4.9	71.3	31.8	1.2	33.0	104.3
面 百 分	—	—	—	63.8	—	—	31.7	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—
二 川 村	15.8	4.5	3.2	23.5	11.2	0.9	12.1	35.6
面 百 分	—	—	—	66.0	—	—	34.0	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—
中 和 村	15.1	5.7	2.0	22.8	6.3	0.2	6.5	29.3
面 百 分	—	—	—	77.8	—	—	22.2	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—
湯 原 村	11.1	2.7	0.5	14.3	5.2	0.7	5.9	20.2
面 百 分	—	—	—	70.7	—	—	29.3	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—
計	147.1	37.0	16.4	200.5	100.9	3.6	104.5	305.0
面 百 分	48.2	12.1	5.4	65.7	33.0	1.3	34.3	100
積 比	—	—	—	—	—	—	—	—

分野において占有している事実を物語るものである。

特に川上村にあつては、畑地面積は耕地の40.7%を占めている。

次に水田の裏作化の点から水田の乾田率（乾田及び簡単な排水溝の設置で裏作可能な半乾湿田面積÷水田面積）をみると、導入農家の平均は91.8%で導入農家所在町村平均の70.3%を21%上廻り裏作利用度の高いことを物語っている。

畑地面積の多いこと及び乾田率の高いことは飼料自給度の高水準を得んとする導入農家の自覚の一端がうかがえるは勿論であるけれども、他面上層農家は営農全般に亘って有利な条件を有していることが知れる。

(第23表) 導入農家所在町村の水田率

	水 田 率
川 上	67.1
八 束	67.5
二 川	68.9
中 和	79.6
湯 原	71.0
平 均	69.9
郡 平 均	75.3
県 平 均	77.9

(第24表) 水田の乾田率

	町 村	導 入 農 家
川 上	78.3	91.5
八 束	75.0	93.1
二 川	57.5	86.8
中 和	33.4	91.2
湯 原	91.5	96.5
町 村 平 均	70.3	91.8
郡 平 均	64.3	—
県 平 均	85.1	—

b. 耕種部門の組立

前項においては、乳牛導入農家の耕種生産組織にふれる準備として、その基礎をなす地目の構成についてその概略を記したのであるが、しからばかかる土地条件の上に立脚し、すでにのべたが如き条件のもとで耕種生産部門における生産の組立ては作付機構に如何

に現われているか、又飼料作がどのような位置を占めているだろうか。

導入農家平均1戸当の耕種部門の組立を第25表の各作の延作付比率によってうかがうと、穀菽作が平均63.2%で第1位で第1位を占め、次いで飼料作の25.7%である。

岡山畜産便り1956.03

この両者の他に諸類作の4.4%、煙草作の4%野菜作の2.7%であるがこれらの作は極めて僅かなものである。

この各作の延作付比率の関係を個々の町村に亘って観察するならば、穀菽作と飼料作及び煙草作との間に密接な関係がうかがえる。

一般に穀菽作と飼料作の間には関連性があるが、前者の作付比率が低い場合は後者のそれが高まり、或は又その反対の現象を呈していることがうかがえる。

又、穀菽作と飼料作の作付総計は、煙草作の作付の多少によって変化し、煙草作の作付は比率が1.2%である二川村と湯原町では、その比率の総計は夫々91.2%、92.3%と類似し煙草作付比率の4.9%と4.4%である八束村と中和村にあつては87.7%と88.8%と近似値を示し町村平均のそれは88.8%で煙草作の作付比率は4%である。

ひとり川上村が穀菽作と飼料作の作付総計が84.6%と低位にあるのは煙草作が8.4%と高い水準にあるためである。

以上のことからして、今後の煙草作の消長は飼料作

(第25表) 一戸当各作延作付比率 (昭和29年春夏作及秋冬作)

	穀 菽		諸 類		煙 草		野 菜		飼 料 作		合 計		耕 地	耕 地 利 用 度
	作付面積	作付比率	作付面積	作付比率	作付面積	作付比率	作付面積	作付比率	作付面積	作付比率	作付面積	作付比率		
川 上	13.9	57.9	1.1	4.5	2.0	8.4	0.6	2.5	6.4	26.7	24.0	100	17.2	139.5
八 束	13.2	64.0	1.0	4.9	1.0	4.9	0.5	2.5	4.9	23.7	20.6	100	15.8	130.4
二 川	9.6	56.9	0.8	4.7	0.2	1.2	0.5	2.9	5.8	34.3	16.9	100	11.8	143.2
中 和	11.6	72.5	0.6	3.8	0.7	4.4	0.5	3.1	2.6	16.2	16.0	100	12.6	126.9
湯 原	11.0	64.7	0.7	4.1	0.2	1.2	0.4	2.4	4.7	27.6	17.0	100	11.4	149.1
平 均	12.4	63.2	0.9	4.4	0.8	4.0	0.5	2.7	4.9	25.7	19.5	100	14.7	132.6

及び準飼料作としての諸類等の作付に大きく影響すると考えられる。

ちなみに過去5ヵ年間の煙草作の作付歴史を表示すれば第26表のとおりである。

即ち、ここ5ヵ年間における煙草作付農家1戸当面積は昭和29年を最高として30年は僅かに低く平均1.7反となっているが、これは28年と同一面積である。一方作付農家戸数についてみると、二川村の湯原ダム建設に伴う水没による減少が29年度の作付農家戸数において現われているけれども、減少の傾向が判然とうかがえる。

処で乳牛導入農家の28年、29年両年に亘つての煙草作付農家についての変化をみれば第27表のとおりで、戸数において僅かに5.9%、1戸当作付面積において5.5%の減少がみとめられるにすぎない。

この事実は、乳牛1頭程度の飼養に伴う飼料作物の導入に現在の煙草作が差程の障害を招かないという事と、乳牛による収入のない現在煙草作の中止は農家経済に可成りの破綻を招く結果の故と思考される。

(第26表) 5ヵ町村管内1戸当り煙草作付面積の変遷

	26年	27年	28年	29年	30年
川 上	2.0	2.2	2.2	2.2	2.1
八 束	1.3	1.5	1.6	1.7	1.5
二 川	1.3	1.4	1.6	1.7	1.6
中 和	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4
湯 原	0.8	1.0	1.0	1.1	1.1
平 均	1.5	1.6	1.7	1.8	1.7
作付農家戸数比率	100	91.3	77.6	69.2	66.4

(第27表) 導入農家の煙草作付状況

	28年		29年	
	戸 数	1戸当面積	戸 数	1戸当面積
川 上	50	2.6	49	2.8
八 束	38	2.6	35	1.7
二 川	4	1.4	3	1.8
中 和	9	1.6	9	1.6
湯 原	2	1.3	3	1.1
計	103	1.9	99	1.8
比 率 %		100	94.1	94.7

## 岡山畜産便り1956.03

### c. 普通作物の作付構成

導入農家平均1戸当りの水田及び畑地における作付状況は第28表及び第29表に示すとおりである。

即ち主要作付は、稲作の69.2%で雑穀作の10.8%がこれにつき、更に諸類作の6.3%、煙草作の5.4%、麦作の4.8%で最後に野菜作の3.5%となっている。

勿論この作付編成を各町村毎に観察するならば、この大勢を崩さないまでも湯原町においては他の4ヵ町村よりも恵まれた気象条件及び土地条件によって麦作が可成り作付され反面煙草作は低調である。

煙草作の比率の低い二川村においては雑穀、諸類、野菜の各作に亘ってその作付比率の増加がみとめられる。

水田裏作として、実取り用麦類の作付が湯原町を除き川上、二川両村に僅かにみとめられるけれども、麦作に対するこの地の自然的条件は極めて不適で水稻作に悪影響を及ぼすため最近次第と減少し、後にのべる青刈麦類或は紫雲英等の飼料作物に移行しつつあ

る。

普通作物による耕地の利用状況は第29表において明らかな如く極めて低位の実状で湯原町において水田の二毛作化は僅かに3.6%に留まるのみで他は全くの一毛作とみることが許されるであろう。

畑地の利用は水田より多少上位にあるが、ただ二川村のみが82.5%と低く全導入農家の平均は96%である。

普通作物による耕地利用度の低いという条件は、土地事情、労働事情等の外部条件によって左右されるとしても、将来飼料作物の導入を容易ならしめる一要因と考えてしかるべきである。

特に畑地の場合、この傾向は判然としており畑地利用度の低い二川村においては、飼料作物の作付率は最高の67.5%を示めしている。(第31表参照)



(第30表) 1戸当飼料作物作付状況(水田)

	れんげ	レープ	青刈ライ麦	青刈エン麦	その他青刈麦類	合計	水田面積	作付率
川上	反 1.8	反 0.1	反 0.2	反 0.2	反 0.1	反 2.4	反 10.2	% 23.5
八束	2.2	—	0.1	—	0.2	2.5	10.8	23.2
二川	2.7	0.2	0.1	—	—	3.0	7.8	38.5
中和	1.0	—	—	—	—	1.0	9.9	10.1
湯原	2.9	0.1	0.1	0.2	0.1	3.4	8.3	41.0
平均	2.1	0.1	0.1	0.1	0.1	2.5	9.7	25.8

(第31表) 1戸当飼料作物作付状況(畑)

	青刈大豆	青刈玉蜀黍	青刈ライ麦	青刈エン麦	その他青刈麦類	レープ	飼料用カブ	牧草	合計	畑面積	作付率
川上	% 0.2	% 0.5	% 0.3	% 0.1	% 0.4	% 0.2	% 1.0	% 1.3	% 4.0	% 7.0	% 57.1
八束	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.8	0.6	2.4	5.0	48.0
二川	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.9	0.4	2.7	4.0	67.5
中和	—	0.2	0.1	0.2	—	0.1	0.8	0.2	1.6	2.7	55.5
湯原	0.5	0.1	0.1	0.1	—	—	0.3	0.2	1.3	3.1	41.9
平均	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.8	0.6	2.4	5.0	48.0

d. 飼料作の構成

いわゆるジャージー種乳牛の特色は、草資源の効率的利用がその一つに数えられ、ホルスタイン種乳牛の飼養における飼料作の多毛化栽培利用は大凡縁遠い存在ではあるけれども、現実においては在来の草資源は、その質においても量においても劣悪、低位で現在その改良事業を実施中であり、他面において越冬飼料の確保は絶対的のものである故に耕地における飼料作の導入は真剣に研究すべき問題である。

飼料作の耕種生産部門における地位は、前にものべた如く各作付比率において穀菽作につき25.7%を占めているのである。

従来この地方における飼料作物の主たるものは、水田裏作として作付される飼料兼緑肥としての紫雲英であって、昭和28年秋冬作における導入農家1戸平均作付面積は第32表のとおりである。

耕地における飼料作物の導入が積極的に各農家において実施され始めたのは昭和29年秋冬作からである。

(第32表) 昭和28年度における導入農家1戸当レンゲ作付面積

川上	1.5反
八束	1.9
二川	2.0
中和	0.6
湯原	2.0
平均	1.6

勿論、第30表及び第31表に示すとおり同年春夏作としての青刈大豆、青刈玉蜀黍或は牧草の作付が認められるけれども、ジャージー種乳牛の導入農家が決定したのは、春夏作の播種時期を失した7月で、このためにその作付は低調である。併しながら、秋冬作としての飼料作の導入は可成り進み導入農家1戸当りの水田裏作の飼料作物作付率は導入農家平均25.8%で最高は湯原町の41%である。



(第33表) 飼料作物作付構成 (水田)

	れんげ		レープ		青 刈 麦							
					ライ麦		エン麦		その他		計	
	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布
川 上	75.0	93.8	4.2	13.8	8.3	21.5	8.3	9.0	4.2	7.7	20.8	29.1
八 束	88.0	93.9	—	—	4.0	18.1	—	—	8.0	25.7	12.0	31.8
二 川	90.0	96.6	6.7	16.6	3.3	16.6	—	—	—	—	3.3	20.0
中 和	100.0	72.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湯 原	85.4	100	2.9	12.5	2.9	12.5	5.9	25.0	2.9	6.2	11.7	37.5
平 均	87.7	86.9	2.8	10.1	3.7	17.6	2.8	6.5	3.0	12.5	9.5	27.6

畑地の作付は春夏作を含めその作付率は48%である。

飼料作物の作付構成をみると第33表第34表のとおりで、主たる飼料作は水田裏作飼料作物作付面積の87.7%を占める紫雲英で全導入農家中86.9%の農家が作付している。

青刈麦類は作付比率は9.5%でその作付面積は狭く作付農家は全導入農家の27.6%である。

畑地における飼料作付は、飼料作物別に作付農家の分布をみると最高は飼料用カブの84.3%、青刈麦類の70.8%青刈玉蜀黍の57%牧草の48.3%、青刈大豆の

24.7%、最後にレープの23.4%である。

作付面積の比率から各飼料作物をみると最高は青刈麦類の43.2%、次いで飼料用カブの32.8%、牧草の20.1%、青刈玉蜀黍12%、青刈大豆11.8%、レープ3.8%である。

これを要するに、越冬飼料の確保という点から飼料用カブ、青草刈用までのハザカイ期の青刈麦類、サイレージ用材料の各作物が重要視されている。

最後に、各導入農家1戸当の飼料作物延作付面積をみると第35表のとおりで水田平均2.5反、畑地2.4反合計4.9反である。

(第34表) 飼料作物作付構成 (畑)

	青刈大豆		青刈玉蜀黍		青 刈 麦 類								レ ー プ		飼料用カブ		牧 草	
					ライ麦		エン麦		その他		計							
	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布	作付比率	農家分布
川 上	5.0	33.8	12.5	67.6	7.5	32.3	2.5	18.4	10.0	36.7	37.5	75.4	5.0	41.5	25.0	87.6	32.5	66.1
八 束	42	27.2	12.5	50.0	8.3	24.2	4.2	16.9	8.3	27.2	37.5	59.1	4.2	22.7	33.3	69.6	25.0	46.9
二 川	11.1	60.0	14.8	76.6	11.1	46.6	7.5	50.0	3.7	13.3	48.2	76.6	3.7	30.0	33.3	93.3	14.8	70.0
中 和	—	—	12.5	72.2	6.2	40.9	12.5	31.8	—	—	31.2	77.3	6.3	22.7	50.0	77.2	12.5	27.2
湯 原	38.5	25.0	7.7	18.7	7.7	6.2	7.7	25.0	—	—	61.6	81.2	—	—	23.1	93.7	15.3	31.2
平 均	11.8	24.7	12.0	57.0	8.2	30.0	6.9	28.4	4.4	18.2	43.2	70.8	3.8	23.4	32.8	84.3	20.1	48.3

(第35表) 導入農家1戸当飼料作物延作付面積

	川上村	八束村	二川村	中和村	湯原町	平均
水 田	2.4	2.5	3.0	1.0	3.4	2.5
畑	4.0	2.4	2.7	1.6	1.3	2.4
計	6.4	4.9	5.7	2.6	4.7	4.9

岡山畜産便り1956.03

第八節 農家の乳牛の動機

一酪農経営の出発点一

当地区の酪農経営の発端は、昭和29年2月酪農振興法に基く集約酪農地域の指定、引続き同年10月28日のジャージー種乳牛の集団的導入に始まるわけであるけれども、戦後から今日までの10年間、特に好景気に見まわれた時代の酪農が当地区農民に何等の刺激を与えなかったとは断言出来ない。

即ち局部的には酪農化を与えた進歩的農民グループの歴史がみられたけれどもそれは立地条件その他の事情で不燃焼に終わったのである。

然しながら、これらグループの間には常に酪農化の道標がかかげられ、これが今回の契機をもって発現燃焼したわけである。

勿論この酪農経営の踏切りの端緒は、当事業の性質

上からもして、各農民の間に千差万別であることは疑い得ない事と考えられる。

このために、各乳牛導入農家に次の10項についての質問を發し、その成績をとりまとめ第36表にその動機の構成百分比を示した。

1. 牛乳の自家消費による食生活の改善
2. 牛乳の販売による現金収入の獲得
3. 農閑期の遊休労力の活用
4. 畑地の合理的利用
5. 脱脂乳の利用による養豚養鶏
6. 煙草作の代替としての収入源の獲得
7. 豊富な草資源の活用
8. 乳牛を飼養するとモウカルと聞いたから
9. 何も考えぬ
10. 他人が始めるから

(第36表) 乳牛の導入の動機に関するアンケート

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
川 上	18.6	22.6	6.0	17.7	9.9	8.6	14.4	1.3	—	0.9
八 束	15.0	29.5	9.4	17.1	6.4	8.2	12.3	1.1	0.5	0.5
二 川	19.7	25.2	14.2	17.8	8.3	1.8	13.0	—	—	—
中 和	19.8	30.9	16.9	14.0	5.6	4.2	8.5	—	—	—
湯 原	26.5	22.8	6.1	14.3	12.2	—	18.1	—	—	—
平 均	18.3	26.0	9.5	16.8	8.4	6.3	13.3	0.8	0.1	0.5

乳牛の導入の動機で最も多いのは、牛乳の販売による月々の現金収入、引いては農家経済の向上で、次いで食生活の改善、畑地の合理的利用、幾らか下って草資源の活用が主たる構成因子である。

おわりに

この調査の対象として取り上げた206戸の導入農家は、前にしばしば触れた如くに当地区農民階層においては上層に位する所謂富農層である。

従って、冒頭にのべた如くに、このレポートが、幸にも地区農業経営の酪農化のためのコースの把握に役立ったとしても、それはこれら極く一部の農民階層を場としてのみ価値あるもので、地区内全農家に普遍性はみとめられないと思う。

最後に、このレポートの調査に御協力願った昭和29

年度ジャージー種乳牛導入農家及び関係機関の各位に深く謝する次第である。

ジャージー牛乳津山へ初出荷

蒜山地区では最近ジャージー種65頭余が搾乳しており、これが余剰乳については既報のとおり、津山市の北酪農協と取引を契約し、湯原町まで出荷することになったが、去る1月25日蒜山地区ジャージー牛乳の初出荷が行われた。第1回は2石余であったが今後搾乳頭数、搾乳量の増加によって相当量出荷される。